

空き巣、不審者に注意を!

インターフォンが鳴っても玄関ドアはすぐに開けない。
不審者を見たら
110番通報を!



在宅中でも施錠

ドアを開けられると警報音が
鳴り響く防犯機器なども利用
しましょう。



【秋の全国交通安全運動】

9月21日(日)~9月30日(火)

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側通行
歩道は例外、歩行者優先
- 2 交差点では信号と一時
停止を守って安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転の禁止
- 5 ヘルメットを着用



災害対策(自助・共助)

大規模災害による被害を軽減させるため
には、県民の皆さんが「自助」「共助」
の精神で対応していただくことが非常に
重要になるので、ご協力をお願いします。

自助・・・家具の固定、3日分以上の
水・食料備蓄

共助・・・ご近所とコミュニケーション
をとる、被災した人が
いたら近所の人と
手当てする



・・・非常持ち出し袋の中身も定期的にチェック!



特殊詐欺に注意

「警察ですが、逮捕される・・・」
「キャッシュカードが犯罪に・・・」
「還付金があるのでATMに・・・」
は詐欺です。



駐車監視員活動ガイドラインの変更

令和7年10月1日から、駐車監視
員の放置駐車違反取締り重点区域が
変更されます。

詳しくは県警ホームページをご覧に
なれるか、西入間警察署交通課へ
お尋ねください。

問い合わせ 西入間警察署交通課

☎049-284-0110(内線421)